

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ペー ジ
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則 (6・19掲示)	1
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (〃)	1
◎県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則の一部を改正する規則	1
◎高知県税規則の一部を改正する規則	2
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令 (畜産振興課) (6・20掲示)	4
○平成19年度自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の募集期間等 (危機管理課)	4
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	4
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (〃)	4
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (〃)	4
○管理栄養師資格認定講習会の指定 (食品・衛生課)	4
○管理美容師資格認定講習会の指定 (〃)	4
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	4
○保安林の解除の予定 (〃)	5
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	5
○基本測量の実施の通知(2件) (用地対策課)	5
○土地収用法に基づく事業の認定 (〃)	5
○道路の供用開始 (道 路 課)	6
◎告示(会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計企画課)	6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)	6
○土地改良区の定款変更の認可(2件) (〃)	7
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	7
高知県教育委員会規則	

◎高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 7

◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則 7

◎高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則 7

◎高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 8

高知県教育委員会告示

◎高知県立図書館資料複写規程の一部改正 8

高知県選挙管理委員会告示

◎高知県選挙事務執行規程の一部改正 8

○告示(政治団体設立の届出)の訂正 9

○告示(政治団体異動の届出)の訂正(3件) 9

高知県収用委員会公告

○収用の裁決手続の開始の決定 10

○収用及び使用の裁決手続の開始の決定(2件) 11

高知県労働委員会告示

◎労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定 14

招請公告

○招請(高知県立図書館蔵書検索システム再構築委託業務の提案書の提出)の公告 (教育委員会事務局生涯学習課) 14

## 規 則

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。  
平成19年6月19日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第75号**  
**高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則**  
高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(平成19年高知県条例第42号)附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成19年6月20日とする。

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年6月19日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第76号**

**高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則**  
高知県建築基準法施行細則(昭和25年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。  
第26条の次に次の1条を加える。  
(建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額)  
**第26条の2** 条例第21条の2第1項の表の規則で定める額は、次の表に定めるとおとする。

建築物の床面積	方法による場合の手数料の額	プログラムによる場合の手数料の額
200平方メートル以内のもの	170,000円	140,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	194,000円	143,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	206,000円	143,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	242,000円	176,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	280,000円	194,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	357,000円	232,000円
5万平方メートルを超えるもの	616,000円	360,000円

第27条第2項及び第3項中「第21条から第29条まで」を「第21条第1項及び第22条から第29条まで」に改める。

### 附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

~~~~~  
県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第79号**  
**県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則の一部を改正**

**する規則**

県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則（昭和25年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「納付又は納入する」を「納付し、又は納入する」に、「第6条において」を「以下」に改める。

第3条中「取りまとめ郵便局」を「取りまとめ郵便局（郵便振替口座に納付し、又は納入された県の徴収金又は県の歳入金を取りまとめ事務を行うこととされる貯金事務センターをいう。）」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

**高知県規則第80号**

**高知県規則の一部を改正する規則**

高知県規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第1項中「第53条第45項又は第46項」を「第53条第46項又は第47項」に改め、同条第3項中「第53条第47項」を「第53条第48項」に改める。

第44条の2第2項中「次条」を「第45条」に改める。

別記第6号様式、別記第6号様式の2及び別記第6号様式の4中

「 取りまとめ郵便局  
高知中央郵便局  
（取りまとめ局→加入者）」

を  
「 取りまとめ郵便局  
徳島貯金事務センター  
（取りまとめ局→加入者）」

に改める。

別記第6号様式の5中

「 取りまとめ郵便局  
郵便局  
（取りまとめ局→加入者）」

を  
「 取りまとめ郵便局  
徳島貯金事務センター  
（取りまとめ局→加入者）」

に改める。

別記第6号様式の7から別記第6号様式の9までの規定、別記第11号様式、別記第11号様式の3、別記第11号様式の4、別記第

11号様式の6及び別記第29号様式から別記第29号様式の3までの規定中

「 取りまとめ郵便局  
高知中央郵便局  
（取りまとめ局→加入者）」

を

「 取りまとめ郵便局  
徳島貯金事務センター  
（取りまとめ局→加入者）」

に改める。

別記第34号様式の2の裏面中

「取りまとめ郵便局

郵便局

（取りまとめ局→加入者）」

を

「 取りまとめ郵便局  
徳島貯金事務センター  
—

（取りまとめ局→加入者）」

に改める。

別記第46号様式及び別記第46号様式の2中

「 取りまとめ郵便局  
高知中央郵便局  
（取りまとめ局→加入者）」

を

「 取りまとめ郵便局  
徳島貯金事務センター  
（取りまとめ局→加入者）」

に改める。

別記第120号様式中

「 取りまとめ郵便局  
郵便局  
（取りまとめ局→加入者）」

を

「 取りまとめ郵便局  
徳島貯金事務センター  
（取りまとめ局→加入者）」

に改める。

別記第165号様式の2中「左記金額について下記の手続きをしてください」を「金額は、左記のとおりです」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県規則別記様式は、この規則による改正後の高知県規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第81号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第4条第2項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。  
(8) 教育委員会事務局高等学校課にあっては、会計経理を総括する課長補佐  
第4条第5項中「第7号及び第8号」を「第7号及び第9号」に、「第6号及び第8号」を「第6号、第8号及び第9号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。  
第7条第1項第4号中「住宅課」を「住宅課、教育委員会事務局高等学校課」に改める。  
第9条第1項中「第8号」を「第9号」に改める。

別記第11号様式中

「(取りまとめ郵便局)を(取りまとめ郵便局)に改める。  
(高知中央郵便局) (徳島貯金事務センター)」

別記第11号様式の2中「歳入徴収書」を「歳入徴収者」に、

「(取りまとめ郵便局)を(取りまとめ郵便局)に改める。  
(高知中央郵便局) (徳島貯金事務センター)」

別記第33号様式中

|        |                |         |                           |
|--------|----------------|---------|---------------------------|
| 発行機関   |                |         |                           |
| 口座番号   | 01620-1-960014 | 加入者     | 高知県指定金融機関<br>株式会社四国銀行県庁支店 |
| 統轄店領収印 |                | 経由機関領収印 | 受付機関領収印                   |

を

|      |                |     |                           |
|------|----------------|-----|---------------------------|
| 発行機関 |                |     |                           |
| 口座番号 | 01620-1-960014 | 加入者 | 高知県指定金融機関<br>株式会社四国銀行県庁支店 |

|        |  |         |                            |         |
|--------|--|---------|----------------------------|---------|
| 統轄店領収印 |  | 経由機関領収印 | (取りまとめ郵便局)<br>(徳島貯金事務センター) | 受付機関領収印 |
|--------|--|---------|----------------------------|---------|

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県会計規則別記様式は、この規則による改正後の高知県会計規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第419号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月20日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 実施の目的
監視伝染病の発生を予防するため
2 実施の内容

Table with 5 columns: 疾病名, 実施する区域, 実施の対象となる家畜の種類及び範囲, 実施の期日, 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法. Row 1: 炭疽, 県内一円, 知事が注射を必要と認める牛, 平成19年7月1日から平成20年3月31日までの期間において、実施の対象となる家畜を飼育している者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日, 炭疽予防液の注射

高知県告示第424号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募集期間等を次のとおり告示する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 男子（平成20年3月及び4月採用）
(1) 募集期間
平成19年7月1日（日）から同年9月15日（土）まで
(2) 試験期日
平成19年9月16日（日）

- (3) 試験場の位置及び名称
安芸市本町三丁目11-5 安芸商工会館
高知市永国寺町5-15 高知女子大学 永国寺キャンパス
須崎市新町二丁目7-15 須崎市立市民文化会館
四万十市不破出来島2058-20 四万十市防災センター
2 女子（平成20年3月及び4月採用）
(1) 募集期間
平成19年8月1日（水）から同年9月7日（金）まで
(2) 試験期日
平成19年9月25日（火）
(3) 試験場の位置及び名称
高知市永国寺町5-15 高知女子大学 永国寺キャンパス
3 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス http://www.mod.go.jp/pco/kochi/

高知県告示第425号

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。
平成19年6月29日

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 所在地, 指定年月日, 高知県知事 橋本 大二郎. Row 1: まつうら内科消化器科, 安芸市土居1949-1, 平19・6・29. Row 2: 医療法人志宏会 山北診療所, 香南市香我美町山北1304-1, 〃 5・1

高知県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。
平成19年6月29日

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 所在地, 廃止年月日, 高知県知事 橋本 大二郎. Row 1: 山北診療所, 香南市香我美町山北1304-1, 平19・4・30

高知県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の休止について次のとおり届出があった。
平成19年6月29日

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 所在地, 休止年月日, 高知県知事 橋本 大二郎. Row 1: 身体障害者療養施設国府療養所, 南国市左右山290-2, 平19・5・1

高知県告示第428号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会（以下「講習会」という。）の指

定を平成19年6月29日付けで次のとおり行う。
平成19年6月29日
高知県知事 橋本 大二郎

- 1 講習会の主催者
東京都港区虎ノ門一丁目26-5
財団法人理容師美容師試験研修センター
2 講習会の実施期間及び実施場所
平成19年11月5日（月）から同月26日（月）まで
高知市本町五丁目6-42 高知会館2階 白鳳の間
3 講習科目及び時間数等
(1) 公衆衛生学 9時間
(2) 理容所の衛生管理 18時間
なお、各講習科目終了時に受講者よりレポートを提出させるものとする。
4 講習会の受講料
14,000円
5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市本町一丁目5-8 島崎ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター高知県支部

高知県告示第429号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」という。）の指定を平成19年6月29日付けで次のとおり行う。
平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 講習会の主催者
東京都港区虎ノ門一丁目26-5
財団法人理容師美容師試験研修センター
2 講習会の実施期間及び実施場所
平成19年11月5日（月）から同月26日（月）まで
高知市本町五丁目6-42 高知会館2階 白鳳の間
3 講習科目及び時間数等
(1) 公衆衛生学 9時間
(2) 美容所の衛生管理 18時間
なお、各講習科目終了時に受講者よりレポートを提出させるものとする。
4 講習会の受講料
14,000円
5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市本町一丁目5-8 島崎ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター高知県支部

高知県告示第430号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡四万十町替坂本字定足山550の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第431号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町馬荷字キチボリ山3898の5
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第432号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 届出事項
  - 発起人の住所及び氏名  
幡多郡大月町  
江村 延 敏  
“ 新 谷 勇  
“ 二 神 正 喜
  - 加入区の名称  
小才角加入区
  - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
すくも湾漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
  - 縦覧期間  
平成19年6月29日から同年7月13日まで
  - 縦覧場所  
すくも湾漁業協同組合小才角支所

**高知県告示第433号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 作業種類  
基本測量（土地条件調査）
- 作業期間  
平成19年7月1日から平成20年3月31日まで
- 作業地域  
室戸市及び安芸郡奈半利町

**高知県告示第434号**

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 作業種類  
基本測量（変動地形調査）
- 作業期間  
平成19年7月5日から同月20日まで
- 作業地域  
室戸市、安芸市並びに安芸郡奈半利町及び北川村

**高知県告示第435号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 起業者の名称  
社会福祉法人香南会
- 事業の種類  
認知症高齢者グループホーム「ゆうりこう」整備事業
- 起業地
  - 土地
    - 収用の部分  
香美市土佐山田町百石町一丁目地内
    - 使用の部分  
なし
  - 建物
    - 収用の部分  
香美市土佐山田町百石町一丁目地内
    - 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由

平成19年5月25日に社会福祉法人香南会から申請のあった認知症高齢者グループホーム「ゆうりこう」整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

- 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（第二種社会福祉事業）としてグループホームを整備しようとするものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である社会福祉法人香南会は、本件事業の施行に伴う定款の変更について、社会福祉法第43条の規定による所轄庁の認可を受けており、また、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型サービス事業者の指定について、本件事業の起業地が存する香美市長から内示を受けている。更に、平成19年度予算において既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
高知平野の北東部に位置する香美市は、近年、総人口は減少しているものの、65歳以上の人口は増加しており、高齢化率は31パーセントに達している。  
また、認知症高齢者も多数存在しており、香美市内にある4箇所の認知症高齢者グループホームは、満員状態が続いている。  
しかしながら、そのうち1箇所の認知症高齢者グループホームが閉鎖されることになり、当該グループホームの利用者及びその家族は、香美市内の他の3箇所の認知症高齢者グループホームが満員であることから、介護負担が極めて大きい在宅介護又は住みなれた地域から離れた同市外の施設の利用を余儀なくされている。更に、香美市の第3期介護保険事業計画（平成18年3月）では、今後、新たな認知症高齢者グループホームの施設整備計画はなく、利用者及び家族はもとより、認知症高齢者をかかえる地域の不安も増大している。  
本件事業は、認知症高齢者が住み慣れた地域で、専門スタッフに見守られながら少人数で共に暮らす家で、人と人との当たり前のかかわりを大切にしながら、一人ひとりの

かけがえのない暮らしと歴史を守り、息づかせていくための環境を提供することを目的とした、認知症高齢者グループホームを整備するもので、これらを香美市土佐山田町百石町地区に整備することにより、利用者及び家族、更に地域の不安を解消することができる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

なお、本事業の起業地については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）に定める立地及び設備に関する条件を満たしており、合理的であると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業の起業地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性

ア 本事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、地域の認知症高齢者グループホームが閉鎖されることにより、利用者及び家族はもとより、認知症高齢者をかかえる地域の不安も増大していることから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、基準省令に基づくものであり、認知症高齢者グループホームとしての効用が発揮されるために必要な範囲と認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
香美市役所

高知県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年6月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                              | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日    |
|-----------------------------------------------------|--------------|------------|
| 高岡郡四万十町十和川口字シモツルイ71番5から<br>高岡郡四万十町十和川口字モンビョヲヂ47番3まで | 81           | 平成19年6月29日 |

高知県告示第437号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

「及び住宅課」を「及び住宅課、教育委員会事務局高等学校課」に改める。

別表第1中

|                                                                     |                   |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 教育委員会事務局において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務 | 教育委員会事務局総務福利課の出納員 |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------|

を

|                                                                     |                   |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 教育委員会事務局において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務 | 教育委員会事務局総務福利課の出納員 |
| 教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務                                     | 教育委員会事務局高等学校課の出納員 |

に改める。

別表第2中

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 住宅課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 住宅課の現金取扱員 |
|-----------------------|-----------|

を

|                                 |                     |
|---------------------------------|---------------------|
| 住宅課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務           | 住宅課の現金取扱員           |
| 教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員 |

に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高幡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

| 役名   | 氏名    | 住 所          |        |
|------|-------|--------------|--------|
| (退任) |       |              |        |
| 理事   | 芳川 光義 | 高岡郡窪川町 本町    | 9-5    |
| 〃    | 坂元 穂  | 〃 〃 高野       | 429    |
| 〃    | 國枝 政澄 | 〃 〃 平野       | 335    |
| 〃    | 宮脇 春男 | 幡多郡大正町 上宮    | 465    |
| 〃    | 勢田 政志 | 高岡郡大野見村神母野   | 928    |
| 〃    | 岡田 方文 | 〃 津野町 船戸     | 283    |
| 〃    | 前田 哲生 | 〃 窪川町 仁井田    | 808    |
| 〃    | 中平 義幸 | 幡多郡大正町 田野々   | 695-22 |
| 〃    | 市川 幸雄 | 高岡郡大野見村萩中    | 782    |
| 〃    | 明神 健夫 | 〃 津野町 北川     | 4937   |
| 監事   | 下元 年男 | 〃 大野見村長野     | 162    |
| 〃    | 谷脇 健司 | 〃 窪川町 大向     | 218    |
| (就任) |       |              |        |
| 理事   | 芳川 光義 | 高岡郡四万十町本町    | 9-5    |
| 〃    | 坂元 穂  | 〃 〃 高野       | 429    |
| 〃    | 國枝 政澄 | 〃 〃 平野       | 335    |
| 〃    | 宮脇 春男 | 〃 〃 上宮       | 465    |
| 〃    | 前田 哲生 | 〃 〃 仁井田      | 808    |
| 〃    | 勢田 政志 | 〃 中土佐町大野見神母野 | 928    |
| 〃    | 市川 幸雄 | 〃 〃 大野見萩中    | 782    |
| 〃    | 岡田 方文 | 〃 津野町 船戸     | 283    |

〃 明神 健夫 〃 〃 北川 4937  
 監事 下元 年男 〃 中土佐町大野見長野 162  
 〃 谷脇 健司 〃 四万十町大向 218

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

| 役名<br>(退任) | 氏名    | 住 所     |         |
|------------|-------|---------|---------|
| 理事         | 大原 正廣 | 高知市薊野   | 727     |
| 〃          | 松崎 努  | 〃 一宮    | 3320    |
| 〃          | 宮田 義久 | 〃 〃     | 1048    |
| 〃          | 新田 隆  | 〃 〃     | 968     |
| 〃          | 楠瀬 雅教 | 〃 〃     | 432     |
| 監事         | 福島 肇  | 〃 〃     | 2282-2  |
| 〃          | 山本 悟  | 〃 薊野    | 529     |
| 役名<br>(就任) | 氏名    | 住 所     |         |
| 理事         | 大原 正廣 | 高知市薊野   | 727     |
| 〃          | 松崎 努  | 〃 一宮徳谷  | 8-22    |
| 〃          | 宮田 義久 | 〃 一宮西町  | 3-6-12  |
| 〃          | 新田 隆  | 〃 〃     | 3-15-14 |
| 〃          | 楠瀬 雅教 | 〃 〃     | 2-3-18  |
| 監事         | 福島 肇  | 〃 一宮しなね | 1-31-5  |
| 〃          | 山本 悟  | 〃 薊野    | 529     |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、須崎市中島土地改良区の定款の変更を平成19年6月18日に認可した。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区の定款の変更を平成19年6月18日に認可した。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年6月29日

高知県知事 橋本 大二郎

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                           |
|-------------------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 平成19年5月1日<br>19高西土第111号 | 土佐市高岡町字川原<br>田甲432ほか | 高知市知寄町二丁目1-37<br>株式会社サニーマート 代表取締役<br>中村 彰宏 |

-----  
**教育委員会規則**  
 -----

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第12号**

**高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表高知県立安芸中学校の項中「（鏡大河内、鏡小浜、鏡大和、鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的測、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木及び鏡小山を除く。）」及び「（足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。）」を削り、同表高知県立高知南中学校の項中「春野町」及び「（平成18年3月19日現在における窪川町の区域に限る。）」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表高知県立高知南中学校の項の改正規定（「春野町」を削る部分に限る。）は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県立中学校の通学区域に関する規則の規定は、平成20年4月1日以後に高知県立中学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に高知県立中学校に入学した者に係る通学区域については、なお従前の例による。

-----  
 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第13号**

**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立高知工業高等学校の項中「インテリア科」を「総合デザイン科」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知工業高等学校の全日制の課程のインテリア科（以下この項において「インテリア科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成20年3月31日にインテリア科に在学する者がインテリア科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

-----  
 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第14号**

**高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則**

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高知県立嶺北高等学校の項中

「本山町立本山中学校

本山町立吉野中学校

」

を

「本山町土佐町中学校組合立嶺北中学校」

に改め、同表高知県立四万十高等学校の項中「四万十町立大奈路中学校」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第15号

高知県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和37年高知県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東部学区の項中「（鏡大河内、鏡小浜、鏡大和、鏡今井、鏡草峰、鏡白岩、鏡狩山、鏡吉原、鏡的湊、鏡去坂、鏡竹奈路、鏡敷ノ山、鏡柿ノ又、鏡横矢、鏡増原、鏡葛山、鏡梅ノ木及び鏡小山を除く。）」及び「（足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。）」を削り、同表高知学区の項中「春野町」を削り、同表高吾学区の項中「（土佐山菖蒲、土佐山西川、土佐山梶谷、土佐山、土佐山高川、土佐山桑尾、土佐山都網、土佐山弘瀬、土佐山東川及び土佐山中切を除く。）」、「春野町」、「（足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山を除く。）」、「（平成18年3月19日現在における窪川町の区域に限る。）」及び「（平成18年3月19日現在における佐賀町の区域に限る。）」を削り、同表幡多学区の項中「（平成18年3月19日現在における窪川町の区域を除く。）」を削る。

別表第1の2 高知県立安芸高等学校の項中「及び鏡小山」を「、鏡小山及び春野町」に改め、同表高知県立高知南高等学校の項中「春野町」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1 高知学区の項の改正規定、同表高吾学区の項の改正規定（「春野町」を削る部分に限る。）及び別表第1の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成20年4月1日以後に高知県立高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に高知県立高等学校に入学した者に係る通学区域については、なお従前の例による。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第7号

高知県立図書館資料複写規程（平成14年10月高知県教育委員会

告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

第3条第2項中「は、用紙1枚（片面）につき10円」を「の額は、次の表に定めるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

| 区分       |      | 複写に要する費用の額（用紙1枚（片面）） |
|----------|------|----------------------|
| 図書及び新聞   | 単色刷り | 10円                  |
|          | 多色刷り | 30円                  |
| マイクロフィルム | 単色刷り | 10円                  |

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第61号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成19年6月29日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

第7条及び第8条を次のように改める。

（在外投票の投票用紙等を発送する日）

第7条 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3号の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

（1）衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下この項において同じ。）又は補欠選挙が同条第2項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の9月16日

（2）衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第3項又は第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日

（3）衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象

再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「3月15日までに当該選挙を行うべき事由」とあるのは「3月15日までに法第33条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、「9月15日までに当該選挙を行うべき事由」とあるのは「9月15日までに同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「法第33条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第3項又は第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「法第33条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

第8条 削除

別記第24号様式その3を次のように改める。



(その 3) (参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示)

| (ふりがな)<br>名簿登載者の氏名 | (ふりがな)<br>略称 | (ふりがな)<br>名簿届出政党等の名称 | 参議院<br>比例代表<br>選出議員<br>選挙名簿<br>届出政党<br>等名称等<br>掲示<br><br>市(町・村)<br>選挙管理<br>委員会 |          |
|--------------------|--------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------|
|                    |              |                      |                                                                                | 年 月 日 執行 |
|                    |              |                      |                                                                                |          |
|                    |              |                      |                                                                                |          |
|                    |              |                      |                                                                                |          |

- 備考 1 第50条第3項の規定により県委員会が通知した順序に従って、上から順に掲示する。
- 2 「名簿届出政党等の名称」欄、「略称」欄及び「名簿登載者の氏名」欄については、縦書きとし、名簿による候補者届出書の記載に従って、ふりがなを付ける。

附 則

この告示は、平成19年6月29日から施行する。

高知県選挙管理委員会告示第62号

平成8年3月高知県選挙管理委員会告示第15号(政治団体設立の届出)の一部を次のように訂正する。

平成19年6月29日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体の表中

|                   |           |           |                     |             |             |
|-------------------|-----------|-----------|---------------------|-------------|-------------|
| 岡本すなお<br>後援会      | 川村 光<br>長 | 西 豊<br>光  | 中村市右<br>山天神町<br>二二六 | 〃<br>〃<br>〃 | 〃<br>〃<br>〃 |
| 春名なお<br>あき後援<br>会 | 渡辺 靖<br>二 | 内藤 栄<br>子 | 高知市上<br>町二丁目<br>四一九 | 〃<br>〃<br>〃 | 〃<br>〃<br>〃 |

を

|              |           |          |                     |             |             |
|--------------|-----------|----------|---------------------|-------------|-------------|
| 岡本すなお<br>後援会 | 川村 光<br>長 | 西 豊<br>光 | 中村市右<br>山天神町<br>二二六 | 〃<br>〃<br>〃 | 〃<br>〃<br>〃 |
|--------------|-----------|----------|---------------------|-------------|-------------|

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第63号

平成11年5月高知県選挙管理委員会告示第47号(政治団体異動の届出)の一部を次のように訂正する。

平成19年6月29日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体の表中

|         |                |          |           |      |        |
|---------|----------------|----------|-----------|------|--------|
| 異動<br>前 | 高知卸<br>地政<br>団 | 異動なし     | 嶋岡<br>廣   | 異動なし | 〃<br>〃 |
| 異動<br>後 | 経会             | 〃        | 山崎<br>宇治長 | 〃    | 〃      |
| 異動<br>前 | 春名な<br>あおき     | 渡辺<br>靖  | 異動なし      | 〃    | 〃      |
| 異動<br>後 | 後援会            | 土田<br>嘉平 | 〃         | 〃    | 一六     |

を

|     |            |      |           |      |   |   |
|-----|------------|------|-----------|------|---|---|
| 異動前 | 高知卸<br>団地政 | 異動なし | 嶋岡<br>廣   | 異動なし | " | " |
| 異動後 | 経会         |      | 山崎<br>宇治良 |      |   |   |

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第64号

平成13年6月高知県選挙管理委員会告示第61号(政治団体異動の届出)の一部を次のように訂正する。

平成19年6月29日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体の表中

|     |                   |      |      |                              |              |
|-----|-------------------|------|------|------------------------------|--------------|
| 異動前 | 広田一<br>後援会        | 異動なし | 異動なし | 高知市九<br>区田四一<br>一〇           | 平一三・五<br>・一〇 |
| 異動後 |                   |      |      | 高知市南<br>はりまや<br>町二丁目<br>七一二二 |              |
| 異動前 | 春名な<br>あおき<br>後援会 | 異動なし | 異動なし | 高知市上<br>町二丁目<br>四一九          | " 八 "        |
| 異動後 |                   |      |      | 高知市小<br>津町八一<br>六            |              |

を

|     |            |      |      |                      |              |
|-----|------------|------|------|----------------------|--------------|
| 異動前 | 広田一<br>後援会 | 異動なし | 異動なし | 高知市九<br>区田四一<br>一〇   | 平一三・五<br>・一〇 |
| 異動後 |            |      |      | 高知市南<br>はりまや<br>町二丁目 |              |

|  |  |  |  |       |  |
|--|--|--|--|-------|--|
|  |  |  |  | 4-111 |  |
|--|--|--|--|-------|--|

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第65号

平成19年5月高知県選挙管理委員会告示第48号(政治団体異動の届出)の一部を次のように訂正する。

平成19年6月29日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体の表中

|     |                   |          |      |                      |             |
|-----|-------------------|----------|------|----------------------|-------------|
| 異動前 | 春名な<br>あおき<br>後援会 | 異動なし     | 異動なし | 高知市小<br>津町8-<br>6    | 平19・4・<br>2 |
| 異動後 |                   |          |      | 高知市上<br>町二丁目<br>4-19 |             |
| 異動前 | 下元昇<br>後援会        | 古谷<br>都夫 | 異動なし | 異動なし                 | 平19・4・<br>2 |
| 異動後 |                   |          |      |                      |             |

を

|     |            |          |      |      |             |
|-----|------------|----------|------|------|-------------|
| 異動前 | 下元昇<br>後援会 | 古谷<br>都夫 | 異動なし | 異動なし | 平19・4・<br>2 |
| 異動後 |            |          |      |      |             |

に訂正する。

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年6月29日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道56号改築工事(中村宿毛道路・四万十市右山字櫻内

地内から同市山路字ヒノヒラ山地内まで及び同市森沢字ウナギタ地内から同市江ノ村字サカイノ谷地内まで)

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

四万十市森沢字西谷口地内

| 地番     | 地目  |    | 地積  |        | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|--------|-----|----|-----|--------|-------------------|
|        | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測     |                   |
| 3428番2 | 田   | 原野 | 42㎡ | 42.24㎡ | 42.24㎡            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 土地所有者の住所及び氏名

(1) 持分9分の1 亡岡村千代松 相続人

愛媛県東温市田窪2063番地24

持分405分の2 上岡 美代子

大阪府寝屋川市末広町20番32号

持分2,025分の4 上岡 博

愛媛県東温市田窪2063番地24

持分2,025分の4 上岡 淳

奈良県北葛城郡河合町中山台二丁目4番地6

持分2,025分の4 上岡 政廣

東京都八王子市台町三丁目22番1-503号

持分2,025分の4 上岡 辰夫

山口県岩国市平田六丁目49番6号

持分2,025分の4 大畑 恵

四万十市江ノ村861番地

持分540分の13 岡村 紘一

四万十市中村東町一丁目9番2号

持分540分の13 岡村 昭子

土佐清水市片粕197番地2

持分810分の13 細川 雪子

四万十市江ノ村1286番地

持分810分の13 岡山 修正

大阪府箕面市小野原東六丁目39番20号

持分810分の13 岡山 榮雄

(2) 持分9分の1 亡坂本万太郎 相続人不明。ただし、判明している者

四万十市江ノ村763番地1

坂本 喜美枝

四万十市中村弥生町64番地

坂本 純一

四万十市具同7510番地67

沖 久美

四万十市具同8329番地1 浜田友春アパート

岡本 實

高岡郡越知町越知甲2205番地16 大野 玉水  
 大阪府大阪市城東区今福東三丁目11番4-102号 福谷 清  
 愛知県津島市橘町五丁目3番地9 古川 絹代  
 四万十市中村小姓町74番地 伊与田 忍  
 大阪府門真市舟田町43番7号 岡本 憲  
 四万十市具同8329番地1 浜田友春アパート

岡本 喜代子  
 四万十市赤松町9番16号 中野 菊子  
 香美市土佐山田町杉田461番地1 立川 ッヤ子  
 奈良県奈良市富雄北二丁目11番27号 グリーンハイッ富雄101号 松本 敏一  
 高知市南宝永町13番1号 松本 喜久雄  
 四万十市中村弥生町50番地 岡山 明美  
 四万十市渡川三丁目6番24号 澤田 光央  
 四万十市国見768番地 下村 湧歳  
 幡多郡三原村下長谷558番地1 熊谷 昭子  
 高知市城山町35番地4 武山 満  
 四万十市右山元町一丁目9番22号 小田 逸子  
 大阪府枚方市甲斐田新町20番12号 池本 泉  
 兵庫県尼崎市杭瀬本町三丁目6番11-403号 桑原 篤子  
 四万十市中村山手通41番地 下村 宰  
 四万十市具同田黒三丁目15番41号 井上 由未  
 四万十市江ノ村2981番地 大久保 實  
 東京都葛飾区西水元一丁目23番1号 山崎 悦子  
 大阪府大阪市中央区内淡路町二丁目1番8号 マリーノ内淡路701号室 大久保 亮一  
 香川県高松市屋島西町2301番地1 大久保 浩明  
 四万十市川登3055番地 植 京子  
 四万十市渡川一丁目2番31号 澤田 英一

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成19年6月13日



土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成19年6月29日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道56号改築工事（中村宿毛道路・四万十市右山字櫻内地内から同市山路字ヒノヒラ山地内まで及び同市森沢字ウナギタ地内から同市江ノ村字サカイノ谷地内まで）  
 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
 四万十市右山字長池地内

| 地番     | 地目  |     | 地積   |           | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|--------|-----|-----|------|-----------|-------------------|
|        | 登記簿 | 現況  | 登記簿  | 実測        |                   |
| 1020番2 | 池沼  | 雑種地 | 915㎡ | 1,243.60㎡ | 14.40㎡            |
|        |     |     |      |           | 32.29㎡            |
|        |     |     |      |           | 106.61㎡           |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
 四万十市右山字長池地内

| 地番     | 地目  |     | 地積   |           | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|--------|-----|-----|------|-----------|-------------------|
|        | 登記簿 | 現況  | 登記簿  | 実測        |                   |
| 1020番2 | 池沼  | 雑種地 | 915㎡ | 1,243.60㎡ | 2.83㎡             |
|        |     |     |      |           | 11.28㎡            |
|        |     |     |      |           | 0.21㎡             |

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 5 土地所有者の住所及び氏名  
 (1) 四万十市右山元町一丁目4番39号 持分159分の51 土居 一夫  
 (2) 四万十市右山元町二丁目5番32号

持分159分の51 宮崎 光晴  
 (3) 四万十市右山元町三丁目1番28号

持分159分の51 宮崎 幸久  
 (4) 持分53分の1 亡富永達 相続人不明。ただし、  
 ア 亡富永達と亡富永實との養子縁組が有効な場合  
 大阪府大阪市住之江区南港中四丁目2番16-503号  
 持分53分の1 眞鍋 宜祥

イ 亡富永達と亡富永實との養子縁組が無効な場合  
 相続人不明。ただし、判明している者

愛知県西春日井郡豊山町豊場字神戸53番地2 山崎 好子  
 愛知県西春日井郡豊山町豊場字神戸53番地2 嘉ノ海 ちづ子

愛知県豊田市住吉町山邸13番地8 山崎 明栄  
 愛知県刈谷市若松町四丁目19番地 エコーハイッ3-B号 河合 美穂子  
 四万十市鍋島1403番地1 浦田 静子  
 四万十市下田4322番地5 江口 増水  
 千葉県船橋市本町五丁目9番11-704号

大河原 朝美  
 四万十市下田4322番地3 江口 久年  
 神奈川県藤沢市辻堂東海岸三丁目9番M-206号

中村 育男  
 神奈川県藤沢市本鵠沼五丁目9番23号 清和荘105  
 中村 なおみ  
 神奈川県藤沢市辻堂東海岸三丁目9番M-206号

中村 卓矢  
 神奈川県藤沢市大庭5429番地の11 パークサイドテラスB-5 石井 マリ  
 高知市城山町12番地14 スカイラーク204号

山脇 啓助  
 高知市朝倉甲490番地1 村上ハイッ207 山脇 義則  
 吾川郡いの町天王北二丁目4番地1 山脇 憲一  
 四万十市下田4169番地3 和田 喜代子  
 四万十市古津賀2581番地2 山脇 正義  
 四万十市具同2830番地1 山脇 勝彦  
 高知市大津乙421番地1 竹村ハイッ2F202号

矢野 五月  
 高知市中宝永町11番6-801号 ダイアパレス中宝永町 大野 綾子

大阪府東大阪市南上小阪4番13号 田中 好子  
 高知市朝倉甲490番地1 村上ハイッ205 山脇 治  
 高知市鴨部二丁目10番3-201号 山脇 亀子  
 高知市鳥越50番地3 鳥越ハイッ105号 下司 京子  
 高知市朝倉東町30番1-22号 五藤 千栄子

高知市大原町110番地 3 山脇 宗隆  
 高知市若松町 2 番17号 森木アパート 山脇 泰輔  
 高知市塩田町17番13号 高島荘 1 F 北 山脇 毅  
 四万十市下田4159番地 鎌田 笑子  
 四万十市下田4169番地 3 戸田 照子  
 住所不明 江口 秀夫  
 四万十市中村山手通39番地 貞廣 猛  
 高知市瀬戸南町一丁目11番 6 号 岡崎 良一  
 四万十市下田1126番地 山崎 春樹  
 四万十市蕨岡甲1527番地 高崎 真美  
 大阪府大阪市住之江区南港中四丁目 2 番16-503号 眞鍋 宜祥  
 四万十市下田4310番地 山崎 榮  
 四万十市下田4310番地 山崎 初美  
 四万十市中村桜町15番地 山下 豊秋  
 徳島県吉野川市山川町北島17番地 山崎 喜性  
 香川県高松市番町四丁目 4 番10号 遠藤 薫  
 大阪府大阪市平野区長吉長原東一丁目 8 番 5 -107号 吉川 虎子  
 高知市葛島一丁目 8 番 8 号 西村 スミ子  
 大阪府摂津市鳥飼西二丁目 2 番15号 松本 清子  
 (5) 持分53分の 1 亡遠近正則 相続人不明。ただし、判明している者  
 神奈川県横浜市緑区長津田一丁目22番 3 - 42号 佐藤 多栄子  
 愛知県稲沢市日下部東町二丁目78番地 杉本 弘美  
 愛知県瀬戸市上松山町二丁目16番地の 1 杉本 隆一  
 東京都板橋区成増五丁目16番 9 - 406号 赤塚 菊男  
 愛媛県今治市菊間町浜1231番地 宮本 宗三  
 神奈川県横浜市旭区左近山1186番地 6 左近山団地 7 街区 畑山 美治郎  
 5 棟102号  
 大阪府豊中市刀根山六丁目15番25-102号 畑山 幸子  
 大阪府箕面市桜井二丁目19番49号 畑山 正和  
 大阪府豊中市刀根山六丁目15番17-1006号 畑山 卓司  
 高知市神田2130番地14 畑山 和浩  
 大阪府枚方市高野道二丁目10番 3 号 大堀 美保  
 高知市青柳町52番地30 畑山 弘  
 四万十市楠島1157番地 松岡 文子  
 四万十市手洗川3355番地 佐竹 佳工  
 四万十市中村小姓町64番地 1 山沖アパート 7号 谷口 忠愛  
 四万十市板ノ川918番地 谷口 順子  
 愛知県豊橋市東小浜町 3 番地 (201) 赤塚 清  
 四万十市森沢1711番地 1 三吉 功貴  
 四万十市竹島931番地 0 宮村 亀治

四万十市竹島931番地 0 宮村 一  
 住所不明 宮村 理枝  
 四万十市西土佐大宮49番地 中川 久幸  
 愛知県豊橋市江島町79番地 二宮 正光  
 愛知県豊橋市高師町字西沢48番地の 3 二宮 仁  
 (住民票住所) 愛知県名古屋市中川区八家町二丁目164番地  
 の 1 (川瀬ビル 2 - B 号)  
 (居 所) 愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目76 二宮 文夫  
 愛知県高浜市沢渡町二丁目 6 番地 3 佐竹 敏行  
 長野県松本市蟻ヶ崎六丁目 7 番 5 号 佐竹 幸枝  
 長野県松本市蟻ヶ崎六丁目 7 番 5 号 佐竹 随法  
 石川県小松市蛭川町甲131番地 1 佐竹 次男  
 愛知県名古屋市熱田区野立町一丁目84番地 松岡 佳代子  
 愛知県名古屋市熱田区神野町一丁目 6 番地 佐竹 千代枝  
 奈良県磯城郡川西町結崎366番地の 5 廣嶋 公子  
 愛知県名古屋市熱田区神野町一丁目 6 番地 佐竹 高典  
 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利  
 の種類 なし  
 7 裁決手続の開始を決定した年月日 平成19年 6 月13日  
 ~~~~~  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の 2 の規定によ  
 り、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり  
 公告する。  
 平成19年 6 月29日 高知県収用委員会会長 岡村 直彦  
 1 起業者の名称 国土交通大臣  
 2 事業の種類 一般国道56号改築工事(中村宿毛道路・四万十市右山字櫻内  
 地内から同市山路字ヒノヒラ山地内まで及び同市森沢字ウナギ  
 タ地内から同市江ノ村字サカイノ谷地内まで)  
 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及  
 び地積等 四万十市坂本字平見山内  

地番	地目		地積		裁決手続の 開始を決定 した土地の 面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
9 8 7 番	山林	山林	1,596㎡	6,279.57㎡	652.02㎡

1		墓地		45.14㎡	45.14㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおり  
 である。  
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦  
 覧に供する。)  
 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及  
 び地積等 四万十市坂本字平見山内

地番	地目		地積		裁決手続の 開始を決定 した土地の 面積
	登記簿	現況	登記簿	実測	
9 8 7 番 1	山林	山林	1,596㎡	6,279.57㎡	27.48㎡
		墓地		45.14㎡	-

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおり  
 である。  
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦  
 覧に供する。)  
 5 土地所有者の住所及び氏名 不明。ただし、  
 四万十市鍋島3003番地 小橋 和也  
 又は  
 (1) 持分10分の 1 亡小橋近太郎 相続人  
 四万十市森沢1711番地 1 持分30分の 1 三吉 恵子  
 四万十市鍋島3003番地 持分30分の 1 小橋 和也  
 香南市野市町東野1257番地 9 持分30分の 1 西村 佳代子  
 (2) 持分10分の 1 亡宮崎儀右衛門 相続人不明。ただし、  
 判明している者  
 高知市東久万88番地 5 藤田 咲穂  
 四万十市渡川二丁目 9 番 8 号 岡村 恵美  
 幡多郡三原村芳井 1 番地 松本 富美代  
 土佐清水市下ノ加江269番地 1 藪田 文子  
 幡多郡三原村宮ノ川1252番地 4 栗原 花子  
 高知市東久万88番地60 土居 静穂  
 幡多郡三原村宮ノ川909番地 土居 進  
 東京都文京区千駄木三丁目41番18-202号 土居 功  
 高知市重倉20番地 6 土居 匠  
 埼玉県新座市野火止四丁目19番14-802号 土居 信

<p>奈良県大和高田市根成柿81番地の6 上岡 幸代 土佐市高岡町甲857番地10 山本 幸男 吾川郡春野町南ヶ丘六丁目3番地5 山本 讓 吾川郡春野町南ヶ丘六丁目3番地4 關田 鈴子 南国市廿枝1825番地1 小山南団地2号 山本 悦子 香南市野市町兎田295番地31 兎田市営住宅A1号 田中 涼聖 香南市野市町兎田295番地31 兎田市営住宅A1号 田中 恵夢 上記 田中涼聖及び田中恵夢 未成年につき法定代理人 親権者 香南市野市町兎田295番地31 兎田市営住宅A1号 田中 三智 高知市廿代町9番16号 森下マンション3F西 酒匂 美香 幡多郡三原村柚ノ木267番地 大塚 操 幡多郡黒潮町入野2655番地 秋森 孝子 埼玉県川越市新宿町五丁目22番地9(新宿テラス6号 室) 森田 やすひこ (住民票住所)土佐清水市下ノ加江276番地2 (居 所) 1,Rue Georges Politzer 94, 110 Arcueil FRANCE (フランス共和国ヴァルドマルヌ県アルキュー ル市ジョルジュポリツェル通1番地) 森田 正人 大阪府寝屋川市河北西町15番1号 森田 幹雄 高知市百石町四丁目6番5号 大塚 貞子 幡多郡三原村柚ノ木758番地 大塚 昭 熊本県玉名郡長洲町梅田618番地 大塚 清市 岡山県倉敷市真備町市場3664番地3 山本 加代 土佐清水市下ノ加江2752番地の2 宮崎 光尾 幡多郡三原村来栖野496番1地 沖 洋明 北海道千歳市若草一丁目14番地の2 岩崎 香代子 北海道白老郡白老町字社台277番地34 岩崎 恵美 北海道白老郡白老町字社台277番地34 岩崎 美香 北海道白老郡白老町字社台277番地34 岩崎 里恵 上記 岩崎美香及び岩崎里恵 未成年につき法定代理人 親権者 北海道白老郡白老町字社台277番地34 岩崎 恵美 大阪府茨木市沢良宜東町16番17号 黒岩 重喜 幡多郡三原村柚ノ木524番地 新谷 隆 大阪府枚方市牧野下島町17番11号 宮田 重助 大阪府枚方市牧野下島町17番10号 入江 笑子 大阪府枚方市養父丘一丁目19番19号 蒲田 昭子 大阪府東大阪市元町二丁目3番51号 辻本 和子</p>	<p>(3) 持分10分の1 亡小橋高次郎 相続人 幡多郡三原村来栖野354番地3 持分100分の1 小橋 洋子 宿毛市山奈町山田6262番地5 持分200分の1 柴岡 美貴 幡多郡三原村宮ノ川1271番地39 持分200分の1 小橋 武人 大阪府高槻市牧田町14番85-101号 持分50分の1 小橋 直 四万十市渡川三丁目6番27号 持分50分の1 澤本 加代子 四万十市具同7404番地29 持分50分の1 小橋 涉 兵庫県篠山市池上277番地12 持分50分の1 佐田 誠 (4) 持分10分の1 亡藤本松平 相続人 四万十市坂本501番地 持分10分の1 藤本 博猪 (5) 持分10分の1 亡藤本孫作 相続人 四万十市坂本496番地1 持分10分の1 藤本ハツエ (6) 持分10分の1 亡藤本光藏 相続人 四万十市具同8588番地90 持分15分の1 藤本 作見 四万十市渡川二丁目1番14号 持分240分の1 寒川 安子 四万十市坂本485番地1 持分240分の1 小野 富子 富山県射水市七美二丁目15番地8 持分240分の1 濱田 永子 神奈川県厚木市温水516番地2 持分480分の1 山本 信明 神奈川県平塚市下吉沢454番地の7 持分480分の1 山本 昇 四万十市竹島153番地 持分240分の1 山本 逸男 千葉県市原市北国分寺台五丁目11番地3 持分240分の1 川島 三省 東京都練馬区谷原二丁目1番14号 持分240分の1 武田 君恵 愛知県丹羽郡扶桑町柏森字天神290番地 持分240分の1 山本 一豊 (7) 持分10分の1 亡宮崎長太郎 相続人不明。ただし、判 明している者 四万十市坂本336番地 宮崎 隆 四万十市坂本336番地 宮崎 典子 四万十市坂本719番地1 濱中 敏子 (8) 持分10分の1 亡松岡俊太郎 相続人 幡多郡三原村狼内229番地 持分60分の1 野町 盛 四万十市中村桜町2番地12 持分60分の1 石崎 扶二子 広島県尾道市御調町丸河南379番地1 持分15分の1 松岡 和</p>	<p>(9) 持分10分の1 亡藤本庫太郎 相続人 四万十市具同田黒一丁目1番25号 持分12分の1 藤本 文男 吾川郡いの町波川1945番地 セジュール柿の木Ⅱ102号 持分60分の1 山本 健二 (10) 持分10分の1 亡宮崎政次 相続人不明。ただし、判明 している者 ア 亡宮崎政次の相続人 亡田村千代の配偶者 田村榮が生 存している場合又は亡田村千代の死後に死亡している場合 大阪府大阪市住之江区浜口東二丁目11番7号 コーポ い103号 弘田 和雄 四万十市上ノ土居475番地 才市 平 高知市上町五丁目7番22号 上五荘東1号 岡田 イナミ 大阪府大阪市淀川区三国本町三丁目8番5-402号 山下 千壽子 兵庫県加古郡播磨町古田三丁目15番15号 黒田 守 神奈川県横浜市都筑区南山田三丁目45番1号 サレジア ンシスターズ 黒田 節 東京都杉並区西荻北四丁目2番7号 中島 政子 東京都杉並区西荻北四丁目2番7号 中島 進 東京都世田谷区砧八丁目2番10号 吉澤 洋子 大阪府池田市畑四丁目20番1-402号 坂山 昭雄 大阪府高槻市月見町3番1-305号 丸川 雅子 千葉県千葉市中央区仁戸名町411番地の9 砂田 貞香 千葉県千葉市中央区仁戸名町411番地9 砂田 重寛 埼玉県さいたま市桜区神田770番地1 小島ハイツ205 砂田 和歌子 千葉県柏市西原一丁目2番10号 吉田 富喜子 田村榮 生死不明。ただし、 (ア) 田村榮が生存している場合 田村 榮 (イ) 田村榮が死亡している場合 三重県四日市市笹川六丁目23番地3 中野 園子 住所不明 田村 嘉子 イ 亡宮崎政次の相続人 亡田村千代の配偶者 田村榮が亡 田村千代の生前に死亡している場合 大阪府大阪市住之江区浜口東二丁目11番7号 コーポ い103号 弘田 和雄 四万十市上ノ土居475番地 才市 平 高知市上町五丁目7番22号 上五荘東1号 岡田 イナミ 大阪府大阪市淀川区三国本町三丁目8番5-402号 山下 千壽子 兵庫県加古郡播磨町古田三丁目15番15号 黒田 守</p>
---	---	---

神奈川県横浜市都筑区南山田三丁目45番1号 サレジアンシスターズ 黒田 節  
 東京都杉並区西荻北四丁目2番7号 中島 政子  
 東京都杉並区西荻北四丁目2番7号 中島 進  
 東京都世田谷区砧八丁目2番10号 吉澤 洋子  
 大阪府池田市畑四丁目20番1-402号 坂山 昭雄  
 大阪府高槻市月見町3番1-305号 丸川 雅子  
 千葉県千葉市中央区仁戸名町411番地の9 砂田 貞香  
 千葉県千葉市中央区仁戸名町411番地9 砂田 重寛  
 埼玉県さいたま市桜区神田770番地1 小島ハイツ205 砂田 和歌子

千葉県柏市西原一丁目2番10号 吉田 富喜子

- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 7 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成19年6月13日

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成19年6月7日に認定したので、次のとおり告示し、平成9年5月高知県地方労働委員会告示第1号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）及び平成18年6月高知県労働委員会告示第3号（労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）は、廃止する。

平成19年6月29日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知県公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
公営企業局	本局の医監、次長、課長、企画監、課長補佐及び専門企画員 本局（病院事業）の人事、服務、給与及び予算担当の副参事、チーフ及び主任 本局（病院事業）の人事、服務及び給与担当の主任、主幹、主査及び主事 事業所の所長及び次長

病院の院長、副院長、事務部長、事務部次長、診療部長、主任部長、看護部長及び副看護部長

招 請 公 告

次のとおり、高知県立図書館蔵書検索システム再構築委託業務の提案書の提出を招請します。

平成19年6月29日

高知県教育長 大崎 博澄

- 1 業務の概要
- 対象業務  
高知県立図書館蔵書検索システム再構築委託業務
  - 対象業務の特質等  
提案依頼書による。
  - 履行期限  
平成20年3月31日（月）
  - 納入場所  
高知市丸ノ内一丁目1番10号  
高知県立図書館
  - 見積書の記載方法  
契約に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、提案書の提出者は、見積もった契約金額（消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）を見積書に記載すること。
- 2 提案書の提出者に要求される資格  
提案書を提案することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
- なお、2者以上による共同提案は可能とする。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 高知県における平成18～20年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている者又は契約の締結時までに登録が予定されている者であること。
  - この招請公告の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
  - 国又は地方公共団体において、図書システム開発に関する業務であつて、平成14年度以降に完了したもの実績が1件以上あること。
- 3 提案書等の提出場所等
- 提案書等の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850  
 高知市丸ノ内一丁目7番52号  
 高知県教育委員会事務局生涯学習課  
 電話番号088-821-4745  
 電子メールアドレス310401@ken.pref.kochi.lg.jp

- 提案依頼書等の交付の期間及び場所  
ア 手渡しによる交付の場合  
平成19年6月29日（金）から同年7月9日（月）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）に（1）の場所で交付する。  
イ ダウンロードによる交付の場合  
平成19年6月29日午前9時から同年7月9日午後5時30分までの間、高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~syakai/shohgai>）で交付する。
- 参加申込書の提出の期限、場所及び方法  
平成19年7月9日午後5時30分までに（1）の場所に持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）で提出すること。
- 提案書の提出の期限、場所及び方法  
平成19年6月29日から同年7月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）に（1）の場所に持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）で提出すること。
- その他
  - 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第39条及び第40条の規定による。
  - 契約書作成の要否  
要
  - 関連情報を入手するための照会窓口  
3の（1）に同じ。
  - 詳細は、募集要領、審査要領及び提案依頼書による。
- Summary
  - Nature of services required: Calling for tenders for a New Kochi Prefectura Library Collection Search Engine System.
  - Deadline for tender by hand or mail: 5:30 p.m. 9, July, 2007
  - Contact address: The Life-Long Learning Division

of the Kochi Prefectural Government, 1-7-52  
Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan  
Tel: 088-821-4745 Email: 310401@ken.pref.kochi.lg.jp